

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レバノン	レバノン国営テレビ局番組ソフト・放送機材整備計画のためレバノン・放送機材整備計画の交換公演に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の交換公文	レバノン国営テレビ局番組ソフト・放送機材整備計画を実施するために必要な 1. 番組ソフト及び機材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	45,200千円 H18.3.31まで	H17.10.19 ベイルートで (同日)	日本側 村上徳光在レバノン大使 レバノン側 ガーズィ・アリ・デアイー情報大臣	H17.11.2 1033号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。